

## 議案第 4 4 号

### 狭山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

狭山市固定資産評価審査委員会条例（昭和 2 9 年条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 7 条第 3 項中「記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3）意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の氏名

第 8 条第 5 項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同条第 8 項中「記載し、審理を行つた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

（5）審理を行つた委員及び調書を作成した書記の氏名

第 9 条第 2 項中「記載し、調査を行つた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（4）調査を行つた委員及び調書を作成した書記の氏名

第 1 1 条第 2 項中「記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（4）議事に関与した委員及び調書を作成した書記の氏名

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月4日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出等に係る押印及び署名を不要とするため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。